

大阪府における行政の福祉化の取組みについて

行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組み』であり、全庁的に進めている。

行政の福祉化促進プロジェクトチーム (H11~H15)

◎平成11年11月 副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

取組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに対し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠!
- 健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない!

あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取り組む

- 「福祉は担当部局のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく!

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化

→とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

概要

これまでの取組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
 - ⇒ ・総合評価一般競争入札制度の導入
 - ・府有施設における清掃業務の就労訓練(就労支援)の取組み 等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用(平成11~16年度)
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
 - ⇒ ・グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
 - ・府立高等学校余裕教室の福祉的活用 等
- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
 - ⇒ ・非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
 - ・知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用 等

報告書策定以降の取組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の観点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出
- 平成19年度からの大阪版市場化テストにおいても就職困難者の雇用を創出
- 市町村への普及啓発

庁内の推進体制

行政の福祉化推進会議(平成15年7月~)

座長:健康福祉総務課長 構成員:各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

施策推進
進捗管理

主要項目における取組み結果

◎官公需発注等による、就職困難層の雇用・就労支援の状況(平成20年4月1日時点)

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	151	
大規模(9施設)	139	平成15年度~全国初の取組み
中規模(5施設)	12	平成18年度から府民センター(5箇所)で実施
小規模施設	4	清掃業務において府の非常勤職員として雇用
指定管理者制度(65施設)	75	指定管理者からの提案数
その他	1	大阪版市場化テスト
合計	231	

◎既存資源の福祉的活用(平成20年3月末時点)

- ・知的障がい者、精神障がい者のグループホーム・ケアホームの開設にあたり、府営住宅を189箇所(345戸)提供
- ・平成19年度において10校が余裕教室をNPO等の活動の場へ提供

◎公務労働分野における就労促進(平成20年3月末時点)

- ・平成19年度において61名の母子家庭の母を非常勤事務職員として雇用
- ・平成19年度において12名の知的障がい者及び精神障がい者を非常勤事務職員としてモデル雇用

今後の取組みの方向性

- 障害者自立支援法が施行され、働く意欲のある障がい者の能力・適性に応じた就労支援について、積極的な取組みが全国的に求められており、今後ますます障がい者の雇用促進や自立支援が重要な施策となってきている。

平成18年における全国の母子世帯の完全失業率は7.0%と高い状況(一般世帯は4.1%)

大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は42.2%と未だ低い状況(H19.6.1時点)

- 大阪府としては、今後とも「行政の福祉化」の取組みを進めて行くとともに、障がい者や母子家庭の母などの自立支援につながるよう、国、市町村、企業などにも広がっていくよう積極的に進めていく。